

裁 決 書

[Redacted]

[Redacted]

審査請求人 [Redacted]

[Redacted]

同代理人 [Redacted]

[Redacted]

同代理人 [Redacted]

[Redacted]

同代理人 [Redacted]

福島県喜多方市字御清水東7244番地2
処分庁 喜多方市福祉事務所長

上記審査請求人から、平成21年2月4日付けで提起のあった上記処分庁の保護変更申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

喜多方市福祉事務所長が平成21年1月30日付け20社第522号をもってした保護変更申請却下決定処分は、これを取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）の請求の趣旨は、処分庁が平成21年1月30日付けで行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく通院移送費にかかる保護変更申請却下決定処分の取り消しを求めるといものである。

なお、請求人は[Redacted]の主張もしているが、そのような抽象的概念等は行政不服審査法に基づく審査の対象外である。

2 審査請求の理由

請求人が主張する本件審査請求の理由は次のとおりであり、請求人はこの点から、本件処分は違法または不当であると主張しているものと解される。

[Redacted]

[Redacted text block]

第2 処分庁の弁明の要旨

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却の裁決を求めるというものであり、その理由とするところは、概ね次のとおりである。

- 1 管内には[Redacted]科を標榜している医療機関が2カ所あるほか、その他の医療機関の整形外科等においても[Redacted]の治療のため通院している市民がおり、[Redacted]の専門医はいないとの請求人の主張は誤りである。
- 2 請求人に対し[Redacted]での受診を認めたのは「生活保護法による医療扶助運営要領」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）（以下「医療扶助運営要領」という。）第3の1の（3）のオの「なお、この医療機関の選定に当たっては要保護者の希望を参考とすること。」との規定及び「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和48年5月1日社保第87号厚生省社会局保護課長通知）（以下「課長問答」という。）の間（3）「指定医療機関の選定にあたっては、医療扶助運営要領第3の1の（3）のオの（ア）から（オ）に定める選定の標準により行うものであるが、この選定の標準を満たす範囲内で、参考として要保護者の希望を聞くこととしている。すなわち、指定医療機関の選定はあくまでも保護の実施機関の権限であることを明らかにするとともに、保護の実施に支障のない限り、患者の医師に対する信頼、その他の心理的作用の及ぼす諸効果をあわせ考慮すべきこととしたものであり、したがって、このなお書の運用にあたっては、保護の実施に支障の生ずることのないよう慎重な取扱いが必要である。」によるものであり、この医療機関の選定基準と通院移送費の給付基準は異なるため、通院を認めたからといって必ず移送費を支給しなければならないものではない。

第3 請求人の反論の要旨

[Redacted text block]

第4 審査庁の事実認定及び判断

1 事実認定

- (1) [Redacted] 請求人は、右手関節痛等により[Redacted]へ通院を開始した。同クリニック

での診断名は [REDACTED] 等であった。

- (2) [REDACTED] 処分庁職員が家庭訪問した際、請求人は病状が改善しないことから [REDACTED] への転医について相談した。処分庁職員は「通院するための電車賃等は自分もち」との説明を行い、転医についてもう一度考えるよう促した。
- (3) [REDACTED]、請求人は、処分庁へ来所し、[REDACTED] への転医を希望し受診のための医療要否意見書を受領した。このとき処分庁職員は、通院移送費は認められないことを説明した。
- (4) [REDACTED] 請求人は、[REDACTED] の整形外科を受診した。同病院での当初の診断名は [REDACTED] であった。
- (5) [REDACTED] 処分庁職員は請求人宅を家庭訪問し、通院費は自己負担になる旨説明した。
- (6) [REDACTED] 請求人は、[REDACTED] 内科において [REDACTED] との診断を受けた。請求人はその後同病院への通院を継続している。
- (7) [REDACTED] 請求人は、[REDACTED] を代理人として「保護費支給についての要望書」とする文書を処分庁へ提出し、通院のための交通費の支給を求めた。
 なお、この文書に対し、処分庁から保護変更申請についての説明や処分等はなされなかった。
- (8) [REDACTED] 代理人 [REDACTED] が処分庁に来所し、生活保護の指導にあたる職員に対し移送費支給について要望を行った。同職員はこれに対し口頭で支給できないことを回答した。
- (9) [REDACTED] 代理人 [REDACTED] が処分庁に来所し、生活保護担当課長に移送費支給について要望、同課長は口頭で支給できないことを回答した。
- (10) [REDACTED] 請求人は、[REDACTED] 他2名を代理人とする「通院費の請求について」との文書を処分庁へ提出し、[REDACTED] から [REDACTED] までの通院費の支給を求めた。
 また、同文書中、この請求について [REDACTED] まで文書で回答するよう求めたが、処分庁から文書による回答は行われなかった。
- (11) [REDACTED]、代理人 [REDACTED] 氏が処分庁に来所し、生活保護の指導にあたる職員に対し移送費支給が認められない理由について説明を求め、同処分庁職員は説明を行った。
- (12) [REDACTED] 処分庁職員は請求人宅を訪問し、請求人に対し通院が大変なのであれば、主治医に [REDACTED] 内の病院への転医について相談するよう助言した。
- (13) [REDACTED] 請求人は、[REDACTED] 付け文書「通院費の請求に対する回答について」を処分庁に提出した。
- (14) 平成21年1月30日、処分庁は、移送費を支給しない旨の回答を、[REDACTED] 「通院費の請求について」(回答)により行った。
- (15) 平成21年2月4日、本件審査請求が提起された。

2 判断

(1) はじめに、本件請求のもととなった[]付文書の性質について、法施行規則第2条第1項では、保護の開始又は変更の申請について所定の事項を記載した文書によることを規定しているが、任意様式で提出された場合も有効であり、通院移送費の支給を請求する請求人の意思は明確であるところから、当該文書は通院移送費にかかる保護変更申請であると認められる。

さらに、当該保護変更申請の妥当性について検討すると、移送費の支給にかかる保護変更申請は、本来移送について保護を必要とするときに行うものであり、保護の新規申請と同様、急病等必要最小限の場合を除いては、過去に遡って申請することは、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）（以下「実施要領」という。）第10-3「保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること。」との規定に反するため、この請求自体が不適法との考え方もあり得る。

しかし、請求人が[]に通院を開始して以降、請求人からは上記請求に先立ち2度にわたり、本件請求対象の移送費について支給を求める文書が提出されており、そのいずれも移送費の支給を求める意思が明確であることから、保護の変更申請として取り扱われるべきものであり、処分庁はそれら請求に対し、保護の要否等についてその理由を附した文書による通知することなど、法第24条各項に定める措置を行う義務を負っていたが、実際には何の措置も行われていなかった。

また、それに先立ち、請求人が[]への通院希望をはじめて相談した時には、通院移送費は支給できないので転医を考え直すよう指導したり、その後同病院への通院を認めた時にも移送費を支給しないことを条件にする等、当時の保護の基準とは異なる内容の説明をして、結果として請求人の移送費支給にかかる保護変更申請を遅延させた経過も認められる。

以上のことから、[]付保護変更申請が、通院開始から2年余り遅延した原因は、主に処分庁の不適法な対応にあると認められ、それにより生じる不利益をさらに請求人に負わせることはできないと考えられるため、上記保護変更申請による移送費の請求は有効なものと認め、本件請求の審査を行うこととする。

(2) 移送費の支給基準については、平成20年4月、医療扶助運営要領の移送の給付に係る部分等が大幅に改正されたことから、まず[]末までの給付について検討すると、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）別表第4「医療扶助基準」の4「移送費」では、通院移送費にかかる基準は「移送に必要な最小限度の額」とされており、この基準自体は現在まで改正されていない。

請求人が通院を開始した[]では、移送費の支給基準はこれよりほかになく、請求人は移送の手段に公共交通機関を用いていたことから「必要な最小限度の額」に該当すると認められるため、少なくとも[]までは現に必要とされた移送費について支給しないと判断する根拠は見出せない。

なお、処分庁は管内に[]科の診療科名を標榜する医療機関が2カ所あるこ

と等を理由に、管内医療機関での治療が可能であるから移送費の支給は適当でない
と判断したとしているが、当該診断名が確定したのは請求人が[redacted]に転医
後2か月ほど経過したのちであって、転医を希望した時点において診断名は不明で
あった。そのため、請求人の疾患についての診断名が確定するまでの間について、
上記理由により移送費支給を認めないとする処分庁の主張は失当である。

- (3) 次に、[redacted]以降の移送費の支給基準について検討すると、平成20年
4月、医療扶助運営要領が改正され、その9の(1)のイにより、移送費支給の具
体的な基準として、「受診する医療機関については、原則として福祉事務所管内の
医療機関に限るものであること」等とされ、その取扱いについて「医療扶助におけ
る移送の給付決定に関する審査等について」(平成20年4月4日社援保発040
4001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)(以下「4月4日付課長通知」
という。)及び「医療扶助における移送の給付決定に関する留意点(周知徹底依頼)」
(平成20年6月10日社援保発0610001号厚生労働省社会・援護局保護課
長通知)が発出された。

4月4日付課長通知4の(2)のイの(ア)では「受診する医療機関について、
被保護者の病状・障害等を勘案し、徒歩や自転車等で通院できる範囲内に適当な医
療機関がないか検討すること」とされ、管外医療機関への通院については「必要な
医療の提供が可能な医療機関のうち最寄りの医療機関であるかについて、嘱託医協
議、主治医訪問等により調査を行い、一般世帯の通院の状況も参考に判断すること。」
とされた。これにより実施機関は、管外医療機関への通院にかかる移送費支給につ
いては、上記通知に基づいて必要な協議・調査等を行い、転医が可能である場合に、
給付対象となる医療機関の適否について判断することとなった。

これに対し、処分庁から提出された弁明書や関係記録中には[redacted]
20日、処分庁職員が請求人に対し、主治医に[redacted]への転医について相
談するよう話したとあるのみで、処分庁が実施機関として嘱託医協議、主治医訪問
等を行った記録や、通院移送費支給の適否に関する検討を行った記録がないため、
請求人にとって[redacted]が通院移送費の給付対象となる医療機関であるかどう
か、適否の判断が適正に行われたとは認められず、請求人からの保護の基準範囲内の
移送費申請を却下する根拠は認められない。

- (4) 最後に、処分庁が、弁明書の3「本事件の経過」(2)において「当福祉事務所
では、通院移送費について、最低限度を給付するとの考えから、明文化はされてい
なかったものの、医師の治療方針に基づき長期間に渡り頻繁な通院を要する場合や
遠隔地の指定医療機関を受診しなければならないため多額の交通費が生じる場合に
支給するという実施方針を設けていた。」としている部分について、保護基準にか
かる厚生労働省告示のとおり、通院移送費の基準もまた保護の基準に他ならず、こ
れを厚生労働大臣が定めることは法に規定された保護の4大原則の一つであり、実
施機関が国の基準と異なる基準を設けることは想定されていない。

さらに、法第84条の4及び同別表のとおり、生活保護にかかる事務のうち各被
保護世帯の保護の決定にかかる事務は、地方自治法(昭和22年4月17日法律第
67号)第2条第9項第1号に規定される第1号法定受託事務であり、その事務は

第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき国の示す処理基準に従い処理することとされている。4月4日付課長通知をはじめ、国の各種通知においては、その都度「地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準としたので申し添える。」と記載されおり、各実施機関は当然これに従い事務を行う義務を負っている。

なお、仮に、実施機関の実務上、通院移送費支給の適否を判断する基準等を国基準よりさらに細かく規定する余地があったとしても、行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）第12条には、処分基準はあらかじめ公にしておくこと及びできるだけ具体的なものとする等規定されており、基準を明確にせず支給対象外とすることは行政手法として不適切である。

- (5) 厚生労働省においては、平成20年4月の移送費にかかる医療扶助運営要領改正時に、移送費についても、濫給を防止するとともに漏給もないようにと注意を喚起しているところであり、(1)から(4)に記載の事項を踏まえ、処分庁においては、関係法令・通知等を遵守し、保護の実施機関としての事務を行うべきであることを申し添える。

よって、行政不服審査法第40条第3項により主文のとおり裁決する。

平成21年3月30日

福島県知事 佐藤 雄平



